

スウェーデンの家計と企業にたいする租税公課 2007年  
出所: 湯元/佐藤『スウェーデン・パラドックス』2010年、27、213頁。

税目	税率など	租税公課 内の割合	用途
地方所得税			
ランディング税(県税)	31.4%/定率、自治体ごとに差	11	医療、公共交通
コミュン税(市税)		21	保育、教育、福祉、生活保護
国税 所得税	0、20、25%/累進	3	国の一般行政、生活保護以外の社会扶助
国税 消費税	25、12、6%/定率	19	(「国税 所得税」に同じ)
社会保険料 家計	給与の7%	32	年金 → 全額税額控除
社会保険料 企業	給与支払総額の31.42%/定率		年金、失業手当、疾病手当、育児休業手当
国税 法人税	26.3% OECD内の平均	7	(「国税 所得税」に同じ)
国税 資本所得税		4	(「国税 所得税」に同じ)
国税 環境税		5	(「国税 所得税」に同じ)
国税 その他		6	(「国税 所得税」に同じ)

108

家計の所得税は最高で56%程度になるが、国民の80%の負担は30%強。27  
企業の諸手当負担(福利厚生費、扶養手当、通勤手当など)はほぼ無し。27

国税の所得税の税率は、年収が29.86万クローナ(約390万円)までは0%、  
45.5万クローナ(約590万円)までは20%、それ以上が25%。

医療費は18歳以下は原則無償。

教育費は大学、大学院まで原則無償。

↑ 以上は北岡『スウェーデンはなぜ強いのか』PHP新書、47頁以下。